

福山市浄化槽取扱指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「建基法」という。）浄化槽法（昭和58年法律第43号）及び福山市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（平成9年条例第59号。以下「条例」という。）その他関係法令に定めるもののほか、浄化槽の事務の取扱い並びに設置・保守点検及び清掃に関し、関係者が遵守すべき必要な事項を定めることにより、公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱で使用する用語は、建基法、浄化槽法、条例で定めるもののほか、この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 建基法第31条第2項に規定するし尿浄化槽、浄化槽法第2条第1項及び第3条の2並びに浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する浄化槽をいう。
- (2) 建築確認申請 建基法第6条第1項の規定による建築主事への確認の申請、建基法第6条の2第1項の規定による国土交通大臣又は知事が指定した者への確認の申請及び建基法第18条第2項の規定による建築主事への通知をいう。なお、いずれの場合も建基法第87条第1項において準用する場合を含む。
- (3) 設置届 建基法第6条第1項及び法第6条の2第1項並びに浄化槽法第5条第1項の規定による届出をいう。
- (4) 設置者 前号の届出により、浄化槽を設置しようとする者及び浄化槽を設置し又はその構造若しくは規模の変更をしようとする者をいう。

(事務の取扱い)

第3条 浄化槽事務取扱要領により、その事務を取り扱うものとする。

(浄化槽の計画流入汚水量等)

第4条 浄化槽の計画流入汚水量、流入汚水BOD負荷量の算定に当たっては、「建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準（J I S A 3302-2000）」（以下「J I S」という。）の処理対象人員1人当たりの汚水量及びBOD量参考値を標準とする。

2 同一敷地内の複数の建築物及び住宅団地等の開発事業区域に係るものについては、原則として、複数の浄化槽を設置しないものとする。ただし、地理的条件等によりやむを得ない場合は、この限りでない。

3 既存住宅に設置する浄化槽の人槽算定については、J I Sの2に定めるただし書を適用する場合は、「住宅に設置するし尿浄化槽の処理対象人員算定基準のただし書適用基準」（広島県建築課策定）により行うことができる。

（設置場所及び放流先）

第5条 浄化槽の設置場所及び放流先の要件は、原則として次のとおりとする。

- (1) 処理方式、処理能力等を勘案して十分な敷地があること。
- (2) マンホールがいつでも開閉できるなど、維持管理に支障がない場所であること。
- (3) 浄化槽の中へ他の排水、雨水等が流入しない場所であること。
- (4) 飲料用井戸からおおむね5メートル以上離れた場所であること。
- (5) 水洗便所に用いる洗浄水を十分確保できる地域であること。
- (6) 下水道等の集合処理施設の処理区域内又は下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項及び第25条の11第1項の規定により定めた事業計画に係る区域若しくは下水道を除く集合処理施設の計画区域内で近い将来供用開始が見込まれる地域を除いた地域であること。
- (7) 放流先は、環境衛生上又は利水上支障がない場所であること。

（設置手続等）

第6条 浄化槽の設置手続等は、関係法令の規定によるほか、次によるものとする。

- (1) 提出部数 浄化槽法及び建基法に基づく設置届にあつては、正本2部及び副本1部を提出すること。
- (2) 浄化槽法及び建基法に基づく設置届の添付書類 それぞれ関係法令の規定による書類及び図面のほか、次に掲げるものを添付すること。

ア 建基法第68条の10第1項に基づく型式適合認定書等浄化槽の構造が分かる書面

イ 浄化槽を工場において製造している場合には、浄化槽法第13条の認定書の写し。
ただし、同法第16条による更新を受けたものは、その認定書の写し

ウ 建基法施行令（昭和25年政令第338号）第35条第1項に基づく認定を受けている場合には、その認定書の写し。ただし、この認定を受けていることが、他の書類で確認できる場合には、添付を必要としない。

エ 誓約書

オ 処理対象人員算定表

カ 給排水管図（排水勾配を付記したもの）

キ 敷地内の建築物及び浄化槽の配置図

ク 建築物の各階平面図（各室の用途を記載したもの）

ケ 付近見取図（河川又は主要下水路への放流経路を記入したもの）

コ 浄化槽設置管理票

サ 建売住宅の場合、建売住宅等売買契約に係る引き継ぎ誓約書

シ 同法第7条に規定する水質に関する検査の依頼書

ス 住宅に設置する浄化槽の人槽について、処理対象人員算定基準のただし書の適用を受けようとする場合は、「住宅に設置するし尿浄化槽の処理対象人員算定基準のただし書適用基準」（広島県建築課策定）に基づく、住宅のし尿浄化槽処理対象人員算定基準のただし書適用願、誓約書及び本要件に適合することを明らかにできる添付書類

セ その他市長が必要と認める書類

(3) 浄化槽使用開始報告書の添付書類 浄化槽保守点検業務委託契約書の写し及び浄化槽法第11条に規定する水質に関する検査の契約書の写しを添付すること。

(4) 設置届の提出等諸手続きについて、その行為を取り止めたときは、速やかに市長に報告すること。

（浄化槽工事の施工）

第7条 浄化槽工事業者は、浄化槽法及び建基法に基づく設置届がなされていることを確認したうえで、浄化槽法第6条に規定する浄化槽工事の技術上の基準に従うほか、次の

事項を遵守し、浄化槽工事を行うものとする。

- (1) 浄化槽に関する法令及びこの取扱指導要綱に定める要件に適合していること。
- (2) 届出書の事項に適合していること。
- (3) 槽の材料、仕上げ及び据付の状態が適切であること。
- (4) 取付け部品が正しく取り付けられていること。
- (5) スラブ及びマンホールの設置が適切であること。
- (6) 送気口及び排気口の設置が適切であること。
- (7) 放流口が適正な位置にあること。
- (8) 各部分の水平状態及び水位の関係並びに導入、排水勾配が適切であること。
- (9) 漏水のないこと。
- (10) 槽内に不用物がないこと。
- (11) 各部分に損傷がないこと。
- (12) ポンプ及び送風機が正常に作動すること。
- (13) ディフューザ（散気装置）及び機械装置が正常に作動すること。
- (14) 薬剤の補充が容易であること。
- (15) 電気設備の保安が確保されていること。
- (16) 騒音及び振動に係る防止装置が適切であること。

（浄化槽の使用、保守点検等）

第8条 浄化槽管理者、浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者は、浄化槽法に定める使用に関する準則、保守点検の技術上の基準、清掃の技術上の基準に基づき使用、保守点検及び清掃を行うほか、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 処理対象人員が500人以下の浄化槽にあつては、浄化槽管理者は、その保守点検について、原則として浄化槽保守点検業者に委託すること。なお、スクリーン付着物の除去及び消毒剤の補充は必要に応じて行うこと。
- (2) 浄化槽管理者、浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者が一般的に行う維持管理は、各構造分類、各処理方式及び人槽に対応した次の維持管理ガイドラインに従うこと。
 - ア 小型合併処理浄化槽維持管理ガイドライン（平成5年3月厚生省浄化槽対策室長通知衛浄第16号）
 - イ 高度処理型合併処理浄化槽維持管理ガイドライン（平成8年3月厚生省浄化槽対

策室長通知衛浄第22号)

ウ 単独処理浄化槽維持管理ガイドライン（平成12年9月厚生省浄化槽対策室長通知衛浄第43号）

エ 窒素除去型小型合併処理浄化槽維持管理ガイドライン（平成12年9月厚生省浄化槽対策室長通知衛浄第43号）

オ 中・大型合併処理浄化槽維持管理ガイドライン（平成12年9月厚生省浄化槽対策室長通知衛浄第43号）

カ 膜分離型小型合併処理浄化槽維持管理ガイドライン（平成12年9月厚生省浄化槽対策室長通知衛浄第43号）

(3) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者は、それぞれの業務について委託契約を締結した場合には、浄化槽管理者の承諾を得て、業者名及び登録番号又は許可番号を記載した契約証（ワッペン）を門戸又は見えやすい場所に掲示すること。

(4) 浄化槽法第57条に規定する指定検査機関は、同法第7条及び第11条による水質に関する検査の終了後、浄化槽管理者の承諾を得て、法定検査済証（ワッペン）を門戸又は見えやすい場所に掲示すること。

（書類の様式）

第9条 第6条第2号エ、コ、サ及びシに規定する書類は、市長が別に定める様式とする。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。